

平成28年度からの変更点について

1.測定回数等の変更

国土交通省、(独)水資源機構実施分は、過去の測定結果より、数値が安定している、又は、検出状況等の状況を踏まえ、測定項目及び回数の変更を実施。

奈良県実施分は、要監視項目のローリング調査地点が一部追加となったことを除き変更なし。
奈良市実施分は、変更なし。

以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

○公共用水域

■奈良県

<地点>

平成28年度調査対象地点である新宮川水系の瀬戸ダムについて、ダム管理者の協力を得ることが難しくなり、平成29年度は調査対象地点から除外するものとする。

<要監視項目>

・ローリング調査

要監視項目の農薬・有機化合物(18項目)について、過去10年間全ての項目で不検出の地点において3年ごとの調査とする。

平成28年度までは、該当地点は8地点であったが、新たに岩脇橋、和田井堰の2地点が該当するため、合計10地点をローリング調査対象地点とする。

調査年度別の測定回数を勘案し、岩脇橋、和田井堰は平成29年度を調査開始年度とする。

平成29年度は、下表により、立石橋、宇賀志川流末、岩脇橋、和田井堰の4地点を調査対象地点とする。

ローリング調査対象地点(10地点)	H27年度	H28年度	H29年度
曾我川橋(大和川水系)、芝(大和川水系)、 母里川流末(淀川水系)	○		
みどり橋(大和川水系)、神道橋(大和川水系)、 岩崎橋(淀川水系)		○	
立石橋(大和川水系)、宇賀志川流末(淀川水系)、 岩脇橋(淀川水系)、和田井堰(淀川水系)			○

(平成27年度からローリング調査を実施)

■国土交通省

国土交通省実施分については、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」に基づいて、変更している。

・ローリング調査

新宮川水系の健康項目の測定において、平成29年度は、猿谷ダム湖で実施し、川原樋取水口では実施しない。(従来からローリング調査を実施)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
猿谷ダム湖		○		○		○
川原樋取水口	○		○		○	

<生活環境項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由
室生路橋 (補助地点、淀川水系)	全亜鉛 ノニルフェノール LAS	年0回→1回	当該地点は一般地点であるが、新たに類型指定されたため、規定に基づき年1回測定とする。

<健康項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由
高倉橋 (環境基準点、淀川水系)	総水銀	年12回 →4回	環境基準点(代表地点)で、過去10年間不検出である場合は、年4回測定と規定しているため。
小柳橋 (環境基準点、大和川水系)	シス1,2-ジクロロエチレン	年4回 →2回	環境基準点(一般地点)で、過去10年間不検出である場合は、年2回測定と規定しているため。

<要監視項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由
額田部高橋 (環境基準点、大和川水系)	キシレン	年2回→0回	過去10年間不検出である場合は、測定しないことと規定しているため。

■(独)水資源機構

<健康項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由
室生ダム湖 県水取水口付近表層 (環境基準点、淀川水系)	全項目(ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)	年2回→1回	所管するダムにおいて、地点毎の優先順位及び項目に基づき、測定地点及び回数を精査した結果、一部項目の測定回数を減らすこととする。
室生ダム湖 県水取水口付近中層、下層 (環境基準点、淀川水系)	全項目(ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)	年2回→0回	
布目ダム湖取水口表層 (環境基準点、淀川水系)	全項目(ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)	年2回→1回	

<要監視項目>

測定地点	項目	測定回数	変更理由
布目ダム湖取水口表層 (環境基準点、淀川水系)	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、ニッケル	年2回→1回	所管するダムにおいて、地点毎の優先順位及び項目に基づき、測定地点及び回数を精査した結果、一部項目の測定回数を減らすこととする。

■奈良市

H28年度測定計画より変更なし。

用語解説

1. 測定計画策定全般に関連する用語

(1) 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に水質等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。

(2) 類型

生活環境に係る水質環境基準について、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて、水域ごとに当てはめられる区分。(AA、A、B、C類型など6段階)

2. 測定地点の区分に関する用語

(1) 環境基準点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがされた水域において、当該水域の水質を代表する地点。原則1水域あたり1地点選定。

(2) 補助地点

生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、支川の合流点前などで汚濁状況を把握し、環境基準点を補完する地点として、水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

(3) その他の地点

環境基準の類型あてはめがなされていない水域で、汚濁の進んだ都市内河川、今後水質の変化があると予想される地点、ダム湖等を水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

3. 公共用水域及び地下水調査項目に関する用語

(1) 公共用水域調査項目

①生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準でBOD等11項目。

水域の類型毎に環境基準値が定められている。(AA、A、B、C類型など6段階)

②健康項目

人の健康の保護に関する環境基準項目で鉛、ひ素等27項目。

全ての公共用水域に対し、基準値が適用される。

③特殊項目

事業所の排水規制項目。銅、クロム等6項目。

④その他の項目

生活排水等の影響等を把握するための項目。陰イオン界面活性剤等8項目。

⑤ダム湖調査項目

ダム湖の富栄養化等の状況を把握するための項目。

オルト燐酸態リン、クロロフィルa

⑥要監視項目

人の健康の保護または水生生物の保全に関連する物質で、引き続き知見の集積に努めるべき項目。(31項目)

(2) 地下水調査項目

①健康項目

人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目。鉛、ひ素等(28項)

②要監視項目

人の健康の保護に関連する物質で、引き続き知見の集積に努めるべき項目。(23項目)